

水産政策審議会企画部会
第52回議事録

水産庁漁政部漁政課

水産政策審議会第52回企画部会

1. 開会及び閉会日時

開会 平成26年11月19日(水)午後3時59分

閉会 平成26年11月19日(水)午後5時34分

2. 出席委員

(委員) 武田 三花 津森 恵子 寺島 英弥 長屋 信博 山下 東子
山根 香織

(特別委員) 安部 敏男 遠藤 喜志雄 高橋 健二 濱田 武士 安成 椰子
山田 峰人

3. その他出席者

(水産庁) 香川次長 水田漁政部長 菅家企画課長 保科栽培養殖課長 他

4. 議事

別紙のとおり

水産政策審議会第52回企画部会
議事次第

日 時：平成26年11月19日（水）15:59～17:34

場 所：農林水産省4階「第2特別会議室」

1 開 会

2 議 事

（1）平成26年度水産白書の構成と骨子について

（2）水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定
について

（3）その他

3 閉 会

目 次

1	開 会	1
2	平成 26 年度水産白書の構成と骨子について	2
3	水産動物の種苗の生産及び放流並びに 水産動物の育成に関する基本方針の策定について	1 5
4	その他	2 2
5	閉 会	2 4

○企画課長 それでは、定刻若干前でございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまから水産政策審議会第52回企画部会を開催いたしたいと思っております。

本日出席されます水産庁の香川次長でございますが、この後、急な用が入った関係で、冒頭に御挨拶を香川次長のほうから申し上げたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○水産庁次長 失礼しました。水産庁次長の香川でございます。

それでは、本企画部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。

まず初めに、本日御出席いただいております委員の方、特別委員の方々におかれましては、日ごろから水産政策の推進に御協力いただいておりますことを、この場を借りまして厚く御礼を申し上げたいと思っております。

今回は、事務局において作成いたしました水産白書の構成と骨子について御審議をいただくということになっております。今回の水産白書では、我が国周辺の漁業資源の持続的発展というのを特集テーマとしております。本年7月には「資源のあり方検討会」が開催され、その取り組みの方向も報告されております。資源の持続的利用に関する現状と課題についてさまざまな角度から分析し、御議論いただければというふうに考えております。

また、ここ数日、大きなトピックスでございますが、今日もサンゴの関係で200隻を上回る中国の漁船が操業しておりますが、本日、国会のほうでこれに対する外国人の不法操業に対する罰則を3倍にする、3,000万円にするというような法案が今日通過をしております。

一方、太平洋クロマグロについては、IUCNのほうで絶滅危惧種2類というようなことが報道されておりますが、マグロについては太平洋の西部では、これから最終的に小型魚の漁獲を半分に引き下げていくというような方向で進みつつありますし、東の方の東部太平洋では、もう既に4割の操業捕獲量の削減ということで相当な努力が払われております。この辺も今日、最近のニュースになっております。

あと、我が国周辺ではございませんが、クジラの方では新たな調査計画を昨日、333頭というような形で報告をいたしております。資源にかかわる問題が世間一般に、あるいはグローバルな観点からも注目を浴びているという状況でございます。

本日は、動向編についても御審議よろしく願いしたいと思っております。

また、水産動物の種苗の生産及び放流、それから育成に関する基本方針の選定についても御審議いただきたく、よろしく願いいたしたいと思っております。これは私個人の感じでは、日本の種苗生産技術というのは実は世界一ではないかというふうに考えておりますが、この技術を活用して、さらに育成ということで発展させていきたいと思っております。

本日は限られた時間ではございますが、活発な御意見をいただきまして御審議をいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○企画課長 ここで香川次長は所用によりまして退席をいたします。

では、委員の皆様の出席の状況につきまして御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。

す。本日は委員10名の皆様中6名の方が御出席いただいておりますので、定足数は満たしております。本日の企画部会は成立していることを御報告申し上げます。

また、特別委員の皆様におかれては12名中、現在5名の方々が御出席をされております。安部特別委員が少し遅れて見えられるということでございます。

この審議会につきましては、議事規則第6条に基づいて公開で行うこととなっております。また、9条につきましては議事録を作成し、縦覧に供するものとされております。

では、本日の配付資料につきまして確認をさせていただきたいと思っております。

資料1、それから資料2-1から2-4まで、それから参考資料という、全部で資料が6点ございます。よろしいでしょうか。

カメラで撮影されている方がいらっしゃいましたら、撮影はここまでとさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

では、山下部会長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。

○山下部会長 皆様、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は「平成26年度水産白書の構成と骨子について」と「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定について」、「その他」となっております。

まず、事務局から「平成26年度水産白書の構成と骨子について」の資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 では、資料1の御説明を申し上げます。「26年度水産白書の構成と骨子について」というものでございます。

前回、御審議をいただき御了解をいただきました大枠、これをある程度具体化をするとともに、それに少し肉づけをしてみたということでございます。

まず、全体の構成としましては、「第1部平成26年度水産の動向」というこの中に、第I章、第II章と2つの章がございます、第I章が、これが特集でございます、昨年ですと、ここで養殖について特集をさせていただいたわけでございますが、26年度におきましては、前回も議論いただきましたとおり、「我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用」と、こういうことで特集として1章設けたいということでございます。

それから第II章としまして、いわゆる一般動向編というものでございますが「平成25年度以降の我が国水産の動向」というものを書かせていただきたいということでございます。

次のページにまいりまして、「第2部平成26年度水産施策（平成26年度に講じた施策）」というところがまいりまして、その次に「平成27年度水産施策」、27年度に講じようとする施策。これは27年度予算の内容を書くこととなりますので、これは今後また改めて御相談させていただきたいということでございます。

では、3ページ以降になりますけれども、特集の部分で現在考えております構成につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、全体のテーマが「我が国周辺水域の漁業資源の持続的な利用」と。これは前回お話し申し上げた次第でございます。この中を4つの節に分けたいと思っております。まず第1節「我が国周辺水域の漁業資源の変化と現状」という項目を立てております。我が国周辺水域の資源状況及び漁場環境の過去と現在の状況について記述をしまして、その変化の過程を比較・検討するとともに、我が国周辺水域の漁業資源等の状況の変化によって漁業の生産・経営、これにどういった影響が及んできたのか、これを分析をするということでございます。

記述内容（例）としては幾つか項目をさらに挙げてございます。

まず、最初が「我が国周辺水域の漁業資源と変化」と書いてございます。ここで漁業資源の変化の動向や増減の理由について分析をしてみたいということでございます。

その次が、2つ目の○でございますが「我が国周辺水域の漁場環境の変化」という項目としております。この漁場環境の変化によりまして水産資源にどういった影響が及んできたのかと、こういうことについて整理をしてみたいというふうに考えております。

3つ目の○でございますが「我が国の漁業生産状況の移り変わり」とございます。これまでの我が国の漁業生産の推移、これを部門別に分けてみて変化の要因を分析をしてみたいということでございます。それから、漁業生産性の分析というのがございますけれども、漁業生産性の分析といったときに、いろんな物差しがあろうかと思しますので、ちょっといろいろ物差しをかえてみて我が国の漁業生産性というものを分析・記述してみたいということでございます。

次の○が「資源を増やすための取組」というふうでございます。栽培漁業とか漁場環境維持のための活動について記述をする予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、次、4ページでございます。第2節「我が国の資源管理の現状と課題」という節でございます。主に資源管理の観点から我が国漁業の足取りを振り返り、過去及び現在の日本の資源管理における課題について分析をしてみたいということになります。

記述内容（例）としまして、また幾つか項目を挙げております。

まず「世界的に求められている持続的な漁業活動」とございます。持続的な漁業活動に対する国際的な意識の高まりについて、ここで記述をする予定でございます。

2つ目「我が国における資源管理の実態」とございます。我が国においては複数の資源管理の手法があるわけでございますけれども、それぞれのメリットやデメリットを整理すると。それから我が国における資源管理の歴史、こういったものも織り交ぜて記述をしてみたい、整理をするということでございます。

3つ目でございますが「資源管理の具体的事例」とございます。幾つかの我が国における資源管理の具体的な事例を挙げて、成功するための要素あるいは障害となるとすればどういった要素があるのかと、こういったことを分析をしてみたいと思っております。

それから4つ目は、これは言わずもがなでございますが「漁業取締りの重要性」という

こととさせていただきます。

5つ目の○でございますが「これまでの資源管理措置における効果と課題」について整理をする予定でございます。

次、5ページにまいりまして、第3節「諸外国における漁業の発展と我が国漁業」とございます。世界の漁獲量で上位を占める国々についてその理由と課題、厳格な資源管理を実施し経営的にも安定しているとされる欧米諸国について資源管理等の現状・効果、その課題等について考察をする。さらにこれら国々と我が国が置かれている状況の違いについて比較・検討し、分析をするということとさせていただきます。

記述内容としまして、まず最初のところに「漁獲量上位の国の漁業生産と資源管理の状況」ということで、世界の漁獲量の上位に位置づけられる中国、インドネシア、インド、こういった国々の生産の状況と資源管理の状況について記述してみたいと。それからペルーとありますけれども、ペルーは生産量は直近ですと第7位ですけれども、カタクチイワシとか多獲性の浮魚に漁業生産が大きく依存をしていて非常に資源量の変動しやすいものですから、I Q管理をしてはいるんですけれども漁獲量が大きく変動していると、こういった特徴がある国でございますので、こういったところも取り上げてみたいというふうに思っております。

次に「欧米諸国の漁業生産と資源管理の状況」ということで、I QとかI T Qをとっている国々のそれぞれの漁業生産の現状と、それから課題について整理をしてみたいということとさせていただきます。

3つ目の○が「漁獲量上位国・資源管理先進国と我が国の漁業の状況との比較・検討」をするということとさせていただきます。これは非常に重要なポイントではないかというふうに考えておきまして、資源管理における条件の違い、これをきっちり踏まえてどのような資源管理のあり方が適当なのかということを考えてみたいということとさせていただきます。

次、1ページおめくりいただいて6ページ、第4節でございます。「我が国周辺水域の漁業資源の持続的利用と我が国漁業の持続的な発展のために」ということとさせていただきますが、第1節から第3節で明らかとなった我が国漁業の課題について取りまとめをした上で、これら課題の対応策と我が国漁業の持続的な発展のための提言を記述をするということとさせていただきます。

○が記述内容として4つほどございまして、上から「漁場環境の保全及び生態系のバランスの維持の確保」、「日本独特の漁業形態に合わせた資源管理措置の実施」、「漁業経営の安定と両立した実効ある資源管理施策」、「共有財産である海洋・内水面を利用する者間の協力」という、こういった課題についてそれぞれどういった対応策があるのかということと提言として取りまとめてみたいということとさせていただきます。

それから第II章のほうにまいりまして、これは一般動向編ということで、毎年度の定点観測的な意味合いもございますので、毎年大きく構成を変えたりするということをしていないんですけれども、去年は第1節、第2節に資源管理と漁場環境を取り上げたん

ですけれども、今年は特集のほうにその2つの内容は書かせていただきたいということで、それを除いた項目として、第1節「我が国水産業をめぐる動き」と、次のページで第2節「水産物の消費・需給をめぐる動き」、9ページで第3節「水産業をめぐる国際情勢」、10ページで第4節「安全で活力ある漁村づくり」、第5節「東日本大震災からの復興に向けた動き」とこういう整理をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、前回特集をさせていただきました養殖につきましては、この一般動向編の中のそれぞれのパートの中できっちり記述をするということになります。

私のほうからは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のありました資料1について、これから御審議をいただきたいと思っておりますけれども、時間の制約もございますので、次の2つのパートに分けて進めていきたいと思っております。

まず最初は、資料1の1ページ目の構成案と、それから第I章「特集」の骨子案について。それから2つ目のパートでは第II章の一般動向編の骨子案について御審議いただくことにしたいと思います。

1つ目のパートである構成案と第I章の「特集」の骨子案ですけれども、資料1のページ数で言いますと、1ページから6ページまでのところ、ここで御審議いただきたいと思っておりますので、御質問など、また御意見などございましたら、御発言のほうお願いいたします。いかがでございましょうか。

武田委員、お願いします。

○武田委員 4ページのところの2節の記述内容の例の一番上の○のところですが、「世界的に求められている持続的な漁業活動」という中に「捕鯨その他環境保護団体勢力の強まり」とあるんですが、この書き方からいうと、日本は捕鯨をしないように求められているんだというような記述に感じ取れるんですが、どういうニュアンスでお書きになるおつもりかをお尋ねしたいと思います。

○山下部会長 それでは、お答えをお願いできますか。

○企画課長 ここでメインの内容で記述をしたかったのは、上の・のほうなんですけれども、具体的に申し上げますと、国連とかFAO等でこういう動きがあると。それから特に公海などでは地域的な漁業管理機関がしっかり資源管理をやっていこうと。日本もそれに相当深くコミットしているわけがございますけれども、そういう動きを中心に記述をしたいということでございまして、今、武田委員がおっしゃったような受け取り方をされるようなことがあれば、それは本意ではないところもございまして、ちょっとそこは十分工夫をしたいというふうに思います。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

○武田委員 捕鯨というのは文化であり日本人の食生活の大事な部分です。牛肉とかを輸

出したい国が牛肉を輸出したいからこそ捕鯨をするなどといったようにも見えています。私たちは文化ということにも加えて鯨肉は健康にいい食品だから捕鯨をやりたいということを目指したいと思っています。そのことを国民もよく知らない。何で捕鯨をしなくちゃいけないかと若い世代が言っているんです。私たちは鯨肉を食べることは健康にいいことであって、しかも他の魚がたくさんクジラに食べられてしまっているからということを目指している世界の情勢の中で、日本の姿勢を打ち出していきたいなと思っています。

○企画課長 記述に十分配慮したいと思います。ありがとうございます。

○山下部会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、私からも一つ、この間に伺いたいんですが、5ページなんですが、5ページの一番上の○ですと、各国の状況と課題ということを書き込まれる御予定かと思うんですが、例えば中国とかインドネシアとかインド、こうやって管理していると書かれています。実際その管理が有効であるのかどうかというふうに考えると、この字面だけ見ると、それでちゃんと管理していますというふうに見えるんですけども、その辺どのように記述されるのかなということ伺いたいというふうに思います。

ほかに質問がなければお答えいただきます。ちょっと待ってください。

濱田委員と、それから寺島委員から手が挙がっていますので、それからその後、高橋委員もですね、先に濱田委員からお願いします。

○濱田特別委員 今の5ページの2つ目のところに「欧米諸国の」と書いてあるので、米の状況が書かれるのかどうかというのが気になったというところでございます。キャッチ・シェアとかをやっていますので書くべきではないかというふうに思っています。

あとは今、山下さんがおっしゃった話、私も気になったところなんですけれども、そもそも漁獲量の統計自体に、ちゃんととられているのかという問題があるかと思うんです。日本にしても、厳密にとれないところだってあります。漁獲数量をきっちりとれるところと、とれないところがありますので、資源管理という以前の問題もやっぱりどこかで触れられるべきかなというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、寺島委員、お願いします。

○寺島委員 4ページの真ん中「資源管理の具体的事例」とあって、「資源管理の成功要素及び障害となる要素の分析」とある、この中で秋田のハタハタが挙げられているんですが、たしか秋田のハタハタはとれなくなって、それから禁漁が続いて、その結果、資源が回復してと。今も漁獲の制限は目標というか、それはあるはずなんです。その分、かつてのような消費がなくなって漁獲金額が下落ということで、一方に駿河湾のサクラエビ漁業が魚価の安定が図られているということであるんですが、この場合、何をもって成功と言えるのかと。つまり資源が回復したこと、資源量を回復したことが成功なのか、そうではなくて、魚価の安定並びに漁業者が持続的に生計を立てられるといいですか、それをも

って成功とするのか、その辺の評価についてちょっとお聞きしたいです。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 3ページ目の一番下と6ページ目の上から2つ目、藻場、干潟の問題なんですけれども、東日本大震災で沿岸地域がダメージを受けて、現在非常に高い防波堤をつくるとか、それから山を崩して盛り土をするなど自然環境が大きく変化をしてくるんだと思います。その中で、藻場それから干潟などの産卵場所や育成場所の自然破壊がどのように記載していくのかを含めて記載をしていくのか、それともそれは関係なく日本全国それ以外のものを中心に記載をしていくのか、その辺がもしわかれば教えてほしい。個人的な意見は、その辺も取り入れた書き方をしていただければありがたいなというように思っております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

今、手が挙がっていないので、まとめてお答えをお願いできませんでしょうか。

○企画課長 まず、山下部会長から御指摘があった、漁獲量上位の国の漁業生産ということなんですけれども、どういった資源管理をしていて、漁業の生産がどういったことになっているかということに加えて、問題点もあわせてそこは客観的に記述をしたいというふうに思っております。

それから、濱田委員の御指摘でございます。確かに欧米と書きながらアメリカがないんじゃないかということでございますので、そこは分析の対象に加えたいというふうに思います。

それから2点目の、濱田先生から統計がどういうことなんだという話がありましたけれども、基本的にはFAOの統計をベースにして記述を進めたいというふうに思っておりますが、先生がおっしゃるように、やっぱり不十分なところもあろうかと思っておりますので、不十分なところはと申しますか、ありのままにと申しますか、不十分なところはちょっとそういう事情もあわせてまとめたいというふうに思っております。

それから、寺島委員のお話でございますが、非常に奥の深い御示唆をいただいたと思っておりますので、よく記述の過程で検討して考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、高橋委員の御指摘の藻場のところの記述につきましても、委員の今ございましたお考えも十分取り入れて記述を進めていきたいというふうに考えております。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

安成委員、そして遠藤委員、お願いします。そして、長屋委員。

○安成特別委員 資源管理についてですが、検討会の中でも定義づけから始まり、いろいろな方面から検討されたと思いますが、一番の問題は、資源管理をきちんとして最終的に何

を目標にするのか。例えば水産庁が求めている活力のある漁業の再生であるなど、これこれこういうことのために、資源を精査、分析するんですよという目標、その作業の背景にあるものをぜひ書いておいていただきたいと思います。そうでないと、別々の目標をもついろいろな手法がごちゃごちゃになって、議論が混乱しかねないことになります。

あともう一つは、我が国周辺に限らないのですが、沿岸国の200海里資源管理は、その外側の接続水域やあるいは近隣国との境界水域がトラブルの種になることが多い。サンゴ密漁船はさらに逸脱した例ですが、周辺海域に近隣諸国の漁船が入ってくるとなると、漁業資源に与える影響とか、どれぐらい資源を毀損しているのか、どういう国際的枠組みがあるのか、という問題にもできる限り言及しておいていただきたい。政治的な観点から、難しい点があるかもしれませんが、資源アクセスの分野では、EUと北欧（ノルウェー、アイスランド）あるいはカナダとスペインの資源紛争もあつたし、いまなお、多くのところで続いています。資源管理では国際的な対立という、大きな枠組みで見ることがあるので、資源管理が200海里だけで完結しないというところを示唆しておいたほうが、将来的にも役に立つと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いします。

○遠藤特別委員 5ページの「欧米諸国の漁業生産と資源管理の状況」の中で、特にニュージーランドについてはアの項目でも価値の低い魚の投棄の禁止などということを書かれていて、なおかつニュージーランドもそうです、イのまとめでも、「ノルウェー及びNZの漁船数は少なく、漁獲対象魚種も限定的。各国とも90年代後半と比べ漁獲量は減少傾向」、特に価値が低い魚の投棄が課題というところ、どんな魚とか、どういうふうに具体的に書かれるのか、ちょっと興味を持っているんですけども。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、長屋委員、お願いします。

○長屋委員 2つお願いしたいと思っております。

今回、資源管理について外国の状況も含めて広範にまとめていただくということは非常にありがたいことだと思っております。

4ページの「我が国における資源管理の実態」のところ、管理の実態について書いていかれるということなんですが、こういう機会に一般の方々を含めて、少しわかりやすく資源管理というのがイメージできるような形に何とか整理ができないかなというふうに思っているところでございまして、大きなキーをどう置くのか。例えば許可制を中心にした行政による管理と、それから漁業者みずからの話し合いによる共同管理、こういうふうな軸で分けていく。それから横軸としては、漁船の隻数なり漁具等の制限を行うのと、それから量的な規制をかけていくというTAC等による管理というものもあるのかと思います。

これ以外にも、多獲性魚を管理するための手法と、それから我が国の食文化を形成している非常に多種多様な魚を管理する、こういうふうな仕分けのキーにするか、御検討いた

だいて、一般の方々にもわかりやすいマトリックスのイメージができるような仕切り方みたいなものを御検討いただければなというふうに思っております。

それから2点目は、5ページのところにあります海外における事例でございます。ここは今の実態を書いていかれるというふうなことかと思えますけれども、各国ともいろいろな取り組みを行いながら、管理の手法もいろんな変遷をしてきているんだと思います。それはさまざまやってみて、それがどこかでいろんなネック、課題が出てきて、それをさらに改善をしていくと、そういう全部にとは言いませんけれども、なぜそういうふうな管理の手法について変遷がしてきたのかと、こういうことをどこかの国の事例を中心にやっていただくと、これから考えていくための材料になるかなということなんです。

この2点を検討お願いしたいと思えます。

○山下部会長 ありがとうございます。

寺島委員、さっき手が挙がっていたように思うんですが。

○寺島委員 1つは、遠藤さんがおっしゃった質問と同じような意味で、5ページの中国のところにある「その他魚種」というのはどういうものが挙げられたんですか。

それともう一つが、6ページにある記述内容の2番目にある「日本独特の漁業形態」というのはどのようなものを指していらっしゃるんですか。

○山下部会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 6ページ目の一番上のパラグラフの2つ目なんですけれども、「地球環境の変化に応じた操業（漁業変化への機敏な対応）」ということと、それから3つ目のパラグラフの「過当競争とそれに伴う過剰投資が不要な漁業生産体制の構築」というような形で書いてあるんですが、具体的にはどのような書き出しで、どのような内容になるのか、今わかる範囲で教えていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

濱田委員、お願いします。

○濱田特別委員 さっきの質問の2つ目の話と関連することなんですけれども、明確に言わなかったのでちょっともう一回だけ。

中国のところで、5ページの「計画経済」という言葉があったので、それでふと思い出して統計の話を見せていただきます。計画経済の統計のとり方というのは、5年計画などを設定して目標値みたいなを出しているような経済ですから、その辺の実態的な統計かどうかという問題が常にささやかれていました。そういうことをここに書かれるのかどうかということが気になって聞かせていただいた次第でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、今まとめてお答えをいただけますでしょうか。

○企画課長 お答えいたします。

まず、安成委員から3点ほど御指摘をいただきまして、第1点、今回の資源管理の分析

の目標なり目的をしっかりと書いたらどうかというお話でございまして、御指摘を踏まえて記述したいというふうに思います。

それから、2点目、3点目共通なのかもしれませんが、ちょっとそこまで検討の範囲を広げると相当スコープが広がってしまうので、ちょっとどうかというのがあるんですが、検討してみたいというふうに思っております。

それから、遠藤委員の御指摘で、小型魚のというか、価値が低い魚の投棄が課題ということでございまして、I Qとかになりますと、個人の取り分が決まりますので、決められた量の中で、なるべく収入を得たいということは漁業者の判断になりますので、そうなりますと価値が低い、ありていに言うと小型の小さな魚ということになるかと思えますけれども、そういう魚が引かかったならば捨てて、もっと大きい高い魚、こういうものをとっていくというような傾向があるということは事実として上がってきておるようでございますので、その点をここで記述をしているということでございます。

それから、長屋委員のお話の、まず第1点目の資源管理の内容を分析を一般の人によりわかりやすくということございまして、まさに水産白書というのは一般の方向けに十分政策の内容を御理解いただけるようにということを書くものでございますので、わかりやすくいろいろな検討の軸を考えてみたいというふうに思っております。

それから、長屋委員の2つ目の点につきましても、いい事例があれば、ぜひ記述をしたいというふうに考えております。

次、寺島委員の御指摘で、中国の「その他の魚類」というのが、統計上、種類が特定されていない魚種ということでございまして、裏返しで言えば、先ほど濱田先生からも御指摘がありましたけれども、中国でなかなか正確な漁業生産実態の把握が難しい、その裏返しだろうかというふうには思っております。

それから、「日本独特の漁業形態に合わせた」、この意味は何かということでございますけれども、いろいろな海流がぶつかって多種多様な魚がとれて、したがって漁業の方式も、これも非常に多様にわたっていて、たくさんの漁船なり漁業者の方がいらっしゃると、こういうのは外国のヨーロッパとか北欧とかアメリカとかこういったところと比べると、日本の特徴的な独特な漁業形態だろうかと思えますので、まさにそういうものに一番適切な資源管理措置というのはどういうものかと、そういうことを考えていきたいという意味で書かせていただいたものでございます。

それから、高橋委員の御指摘でございましてけれども、6ページの最初の○の地球環境の変化に応じた操業ということでは、いろんな天候の変化などに起因する水温の変化、これが漁業に与える、あるいは漁場に与える影響、こういったものがどういう影響があって、それにどういうふうに対応していくことが適切かというような観点から記述をさせていただきたいというふうに思っております。

それとあと、過当競争と、それに伴う過剰投資が漁業生産体制の構築ということでございましてけれども、まさにこれは資源管理のあり方と直結してくるわけでございまして、今

のようなやり方がいいのか、あるいはIQのようなやり方がいいのか、そういったところを十分考えていくということになるかというふうに思います。

それから、濱田委員から御指摘がございました中国の計画経済ということなんですけれども、計画経済なので目標数量を置いて、それを達成したかどうかということでございまして、TACのように、それがそこまでしかとっちゃだめだとかということではなくて、それをいかに超えていくかというような目標として置かれるものというふうに聞いておりますけれども、正確性、不正確性も含めて、ちょっと勉強をよくさせていただきまして、不十分なものであればちょっと注意書きをつけるとか、そこは十分工夫をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして第Ⅱ章の一般動向編の骨子案ということで、資料1の7ページ以降、7から10ページということですが、このところにつきまして何か御意見を伺いたいというふうに思います。いかがでございましょうか。

山根委員、お願いします。

○山根委員 2つ質問です。

7ページの一番下の○の「流通・加工をめぐる動向」の中で「水産物の表示」とありますが、昨年いろいろなメニュー偽装等の事件がありました。そういったことを受けて、生鮮品・加工品等々の表示に関する面も厳しくなっていると思います。違反には課徴金が盛り込まれる等々の流れもあると思いますが、そういったようなことが書かれるのかなという単純な質問と、あと8ページで2つ目の○で「輸出入の動向」の中で、一番下の・は「水産物輸出拡大の必要性と課題」というタイトルになっていますが、これはどのような内容のことが書かれるのか教えていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか、この第Ⅱ章でございすけれども。

お願いします、津森委員。

○津森委員 津森です。

2つあるんですけれども、1つ目は7ページ目の「漁業協同組合をめぐる動向」というところで、今、地方の漁協さんというのは若い方々と今までの重鎮の方々の中に結構軋轢があるというように現場のほうからは話を伺うことが多いです。そういった部分を漁協さんそれぞれがどのように解決していくおつもりなのか、そういう施策等々もうまくいっている事例などがあれば、そういうものを書いていただければ、そういうものを持っている漁協を回れるのかなと思います。

もう一つは、我が国の水産物の輸出拡大の必要性なんですけれども、輸出というのは結構ちっちゃい漁港の方々もとても興味がありまして、輸出を試みる方というのは多いんで

すけれども、なかなか運賃の問題であるとか、あとは北米であるとかヨーロッパに輸出するためにはHACCPを取らないといけない。しかしながら、HACCPを取るための講習に行く場所がなかなか確保できないというところもありまして、なかなか輸出対応ができる工場が少ないというところもあるので、9ページのTPPとあわせ兼ねて、今後、日本の漁業、また水産加工企業がどのようにHACCP対応工場になり得るのか、そういうところを細かく動向を載せていただければ大変ありがたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょう。

それでは、濱田委員で寺島委員、そして高橋委員、お願いします。

○濱田特別委員 7ページの「水産物の流通・加工をめぐる動向」のところで要望なんです。流通の分野では物流がとても重要な機能なんです。具体的に言えばトラックです。リミッター規制があったりとか、あとは運転手の長時間労働に関する規制とかでとても困っているという事情が各地であります。これは水産業の規制は違うんですけれども、流通機能にとっても影響のあるところなので、最近のそういう事情も書き加えていただければというふうに思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、寺島委員、お願いします。

○寺島委員 10ページの第5節「大震災からの復興に向けた動き」というところで1番目のところ「水産関係施設」、これは漁港であるとか市場であるとかそういった施設の復旧・復興ということなんでしょう。それで「漁業生産構造の変化」、これはいわゆる養殖とか海での生産の状況の変化とかそういったことを指すのかもしれないですが、要するに今、被災地の漁業者であるとか水産基地であったところが一番やっぱり困難を抱えているところは、やはり市場を失ったことの回復ができずにいると、ここであって、要するにこれには一つは第一原発事故の風評、それはかつてほどではないと、こういう話はいろんな形には聞いていますが、それが震災後1年目、2年目、このあたりで例えば他産地の産品によっても逆に売り場を占められてしまった。あるいは大手流通が独自のブランドをつくって、それでも安いブランドをつくって、それで独占するような形だったりとかいろんな形があるわけですが、それからもう一つは、その前に外国との関係とか、これは国際漁業の関係ですよね。要するに韓国であったりとか、ホヤなんかはまさにそうですが、原発事故後の輸入規制、これがいまだに解けていないことによっても、震災後の市場を完全に閉ざされてしまったと。これで産品は復活しても売り先がないと、こういう状況が続いていて、例えば水産加工、その前の前のページですか、大きくありますが水産加工、例えば被災地の宮城県とかは、例えば水産加工のウエイトとは非常に大きく、県のいわゆる製造業の中でも1、2位を争うぐらいのあれだったんですが、地元の県の組合では570億から700億の損失が出ていると。そういうふうな独自に計算をして訴えているということがあったり、

いろんな要因があって、やはり市場への参入が回復ができない、遅れていると、これが最大の要因と思われますので、このところをぜひ「水産業・漁村の復興状況」、このあたりに明記していただけたらというふうに思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 7ページのウの「漁業における外国人労働力」という項目がございます。この中に多分、去年と同じような書き出しをするんだと思いますが、今までは相対的な人数の表示ということだったんですが、そういうことではなくて実態的なものを書き出していただければありがたいと思います。例えば現在、遠洋マグロ漁船等々については、乗組員が26名ということになれば6名が日本人で20名が外国人という、こういう状態になっています。こういう実態が続くということになると、日本の漁業の漁労技術が守れない、継承できないんだと、こういうことをどこかで訴えておかないと、恐らく日本の漁業というのは遠洋漁業を含めて成り立たない状況になる可能性が非常に強いと、こういうことなので、実態的なものをより詳しく記載をしていただいて、ある部分では警鐘を鳴らしていただきたいというふうに思います。それから、その下のエの項目の「漁業労働環境の改善」ということで、この中に今、沿岸の皆さんが強化していると思いますけれども、いわゆるライフジャケットに発信器を取り付け運動をしていると思います。懸命なる運動をやっているんですが、沿岸の皆さんもなかなか進まない。我々沖合関係もやはり立場は同じなので、でき得ればライフジャケットのどこかに発信器を取りつけるような、そういうふうなものをどこかに書き出しをしていただいて、この普及を図っていただければというふうに思っております。この発信器については現在、市販もされていますし、また重いものでもありませんし、そういう意味では海上転落をした場合、少なくとも48時間——2日ぐらい発信できる発信器があれば海上転落の場所が把握できる、そういうことでは非常に強く記載していただければありがたいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、短目にお答えをお願いしますでしょうか。

○企画課長 お答えいたします。

まず、山根委員からいただきました表示のお話でございますが、26年度にどういう動きがあったかということでございますので、表示につきましても幅広に記載をしたいというふうに思っております。

それから、輸出につきましては、やはり世界的に水産物の需要が大きくなっていて魚価が上がっている一方、国内の需要はなかなか伸びないという状況でございますので、今後、輸出というのは我が国の水産業の発展の非常に大きな要因になるものでございますので、これもしっかり取り組んでいきたいというのがまず基本的な考え方にあるわけでございます。そういった方向での記述になるというふうに考えております。

それから、津森委員の御指摘の漁協の話と輸出の拡大の必要性、特にH A C C Pについてどういうふうに拡大を図っていくのかと、これにつきましてははっきり検討して記述をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、濱田委員の御指摘の物流の関係でございますが、御指摘はまことにごもつともでございますが、なかなかこれ、水産庁だけで解決できる問題でもないということもございまして、ちょっとどこまで書けるか検討させていただきたいというふうに思います。

それから、寺島委員の御指摘につきましては、非常にごもつともな点でございます。よく考えて書き込むという方向で検討をいたしたいと思っております。

それから、高橋委員の外国人労働力のお話と、それからライフジャケットの発信器のお話をいただきました。外国人労働力の話につきましても実態をしっかりと書いていくというのが動向編の立場でございますので、反映をさせて記述をしたいというふうに思っております。それから、ライフジャケットの発信器の件につきましては、ぜひともというか、はっきりとこの中で記述をしたいというふうに考えております。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

遠藤委員、何かございますか。

○遠藤特別委員 今、卸売市場室のほうでも卸売市場のあり方研究会が開かれているわけなんです、濱田委員にも参加していただいて大変ありがたい御意見を述べていただいております、特に卸売市場の機能の中で、卸売市場の経由率が全体的に過去の60%を切って大分減少しているということは事実ではありますが、その中で生鮮魚、活魚、こういう魚の扱いは依然としてやはり、わかりやすい話が築地を初めとする卸売市場、それから地方の卸売市場が握っていることは事実でございます、その辺の統計的なものもできれば挙げてもらいたいと思っております。

それから物流の面、大変な非常に大きな問題でございます、昔はみんな貨車で、築地の中にも引き込み線があったり、どこの卸売市場でも貨車で魚を運んできた、塩漬けにして運んできたりしていたわけです。それがトラックとなった。しかし、ドライバーがいな、トラックが少ない、そういったことで今は大変物流も困難を極めておまして、大震災のようなことがあると、特に関西から東北に行く路線が遮断されちゃって大変なことがありました。

それから、今日は野崎委員は御出席されていないようでございますが、風評被害、これは本当にまだまだ依然として大きなものがございまして、毎日毎日マスコミが汚染水が漏れたりあふれたり、毎日書いているわけです。いわきの海から宮城の海、果ては隣の茨城、千葉の海まで恐らく行っているんじゃないかと思うんです、これはちょっと余談になりますが。その辺も詳しいデータとございますか、当たり障りのないといえますか、そういうものでぜひ書いていただくとありがたいなと思っております。

○山下部会長 それでは、それは事務局のほうで記録にとめておいてください。

時間の都合もございますので、この辺で本件の審議を終わらせていただいて、事務局のほうにはただいま出された意見を踏まえまして、白書の作成に向けた作業を進めていただくようお願いいたします。

続きまして、次の議題でございますが、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針の策定について」の審議に移りたいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長の保科です。よろしく申し上げます。

この「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」ですが、今、現行の方針を参考資料として配付させていただいております。こういうものであります。さらさらと御覧いただくと結構細かく、割と技術的・専門的なことが書いてありまして、最後に今後の栽培漁業対象魚種の漁獲量動向の見通しみたいな付表がついている、こんなものでございます。長い名称ですが、一般には「栽培漁業の基本方針」というふうに呼んでおります。そこで今日は栽培漁業から御説明をさせていただければというふうに思っております。

資料の2-1を御覧いただきたいと思っております。

1ページめくっていただきます。「栽培漁業とは」というのがありますけれども、水産動物の減耗、一番死にやすい卵から幼稚仔——小さい時期——を人間の管理下において種苗をつくって、これを天然の水域に放流した上で漁獲の管理等をして、対象とする水産動物の資源の持続的な利用を図ろうというものです。

左に図がありますけれども、左上のあたりに「優良親魚の養成」というふうにありますけれども、よい親を飼って卵をとって、そして種苗生物の場合は餌を与えて稚魚をつくって中間育成である程度の大きさに育てて、それを放流します。さらに天然資源と混ざるわけですが、これを一体に資源管理して、そして漁獲をして、それで放流の効果等を評価して、それでまた次の種苗生産に活かすというような工程で行っているというものでございます。

次のページ、2ページ目を御覧いただきますと、今度は方針です。この栽培漁業の方針、上の枠の中にありますけれども、「沿岸漁場整備開発法」の規定によりまして、沿岸漁場の生産力の増進に資するためにおおむね5年を1期としてこの水政審の意見を聞いて農林水産大臣が策定するというふうになっています。この方針のもとで都道府県がさらに、この方針に調和した基本計画というのを定めて栽培漁業の施策を行うということで、栽培漁業を計画的かつ効率的に推進しようという位置づけになっています。

右側にありますように、第6次の栽培漁業の基本方針が平成22年に定められておりまして、これが今年度末で終期を迎えるということになるので、第7次の基本方針の策定をしたいということです。

本日は、栽培漁業の現状について御紹介をさせていただいて、それから次の方針の内容としての主要事項として検討している内容について御説明をし、御審議をいただいて、次

の企画部会で基本方針の案の諮問させていただきたいというふうに考えています。

次の3ページに、地先種、広域種と出ていますけれども、栽培漁業においてこういう言葉がよく出てくるのですけれども、地先種とって、放流した場所から余り動かずに大体そのあたりで漁獲がされるので、放流する人と獲る人が一致するような、例えばここにありますアワビ、バフンウニ、カサゴ、オニオコゼといった、こういう種類の魚を指して地先種というふうに言っています。

それから広域種というのがあって、これは非常に広い範囲を回遊するので、放流する人と獲る人が必ずしも一致しないような魚種でして、マダイとかヒラメとか、ここにあるクルマエビ、ガザミの絵がありますけれども、こういったものが該当します。

それから、第6次の基本方針のもとで現在、資源造成型栽培漁業というのを推進をしています。これは放流した種苗を成長した後に全て漁獲するというのを前提とした従前の一代回収型の栽培漁業に対して、栽培漁業が沿岸資源の維持・回復に寄与するように、親魚をとり残して再生産を確保するような栽培漁業を進めているというのが現状の推進の基本になっています。

以上が栽培漁業の基本的な事項になります。

次、資料の2-2を御覧いただきたいと思います。これがこういった栽培漁業は今、現状どうなっているのかというのを整理したものです。

1枚めくっていただきますと、栽培漁業の全国の栽培漁業センターという地図がありますけれども、左の沿革のところにありますように、昭和38年のところですが、社団法人瀬戸内海栽培漁業協会が設立されて栽培漁業が開始されて、ちょうど昨年で50年たっています。その間に技術が着実に進歩してきて、今、右側にありますように40都道府県に72カ所の栽培漁業センターが設置されていまして、沿岸漁業の多くの魚介類の種苗放流が行われております。

次のページ、2ページ目に最近の種苗の放流実績がありますけれども、御覧のように魚類では左の円グラフですが、ヒラメ、マダイ、ハタハタ等、それから甲殻類ではクルマエビ、ガザミ等、貝類・その他ではアワビ・ウニ等について種苗放流が行われているということです。

次の3ページで、水産基本計画等においてどういうふうになっているかということですが、左側ですが、水産基本計画においては「我が国周辺の「身近な自然の恵み」が十分に活用されるようにしていくことが重要」というふうにしていて、そのために——真ん中あたりですが——「つくり育てる漁業に取り組み、長期的な漁獲の安定と増大を図ることが必要」と。この「つくり育てる漁業」の大きな柱が栽培漁業ということと定めておりまして、具体的には下のほうで、広域種について関係都道府県の連携による放流を進めるために、海域の栽培漁業の推進協議会というのをつくって連携調整を推進しましょうということと、その下に、成長した種苗を全てとるものではない、先ほどの資源造成型栽培漁業の取り組みを推進するということとか、集中的な放流、放流種の重

点化、共同種苗生産体制の構築等を進めましょうというふうに規定しておりまして、これに対応した右側の現行の基本方針のもとで施策を実施しているというのが今の状況になっております。

次の4ページですけれども、こういった中で地先種については、左下に漁業者の負担がこんなふうに放流で負担されている、漁業者55%とかありますけれども、こういった負担で種苗放流が行われておりまして、沿岸漁業者の経営に寄与しているものと考えています。

一方で、地域によっては右側にありますように、磯焼けにより放流量が減少している事例とかがありますけれども、環境等の影響によって種苗放流量も減少しているような状況も見られているというのが現状でございます。

それから、次の広域種につきましては、主要魚種の絵と資源状況がございましてけれども、非常におかげさまでといいますか、資源状況が高位に安定している系群もたくさんあるんですけれども、一方で低位のものが直近では増加している傾向にあります。特に低位減少が続いているトラフグについては、資源管理のあり方検討会においても議論の中で、種苗放流と資源管理の一層の連携をする必要があるというようなことが指摘されているという状況にあります。

次の6ページですけれども、広域種の種苗放流の現状としましては、ちょっと全体の数字がここには出ておりませんが、放流数量が全体としては減少傾向で推移してきています。その要因としては幾つかございまして、この図にありますように、マダイの例は非常に資源も安定して漁獲量もいいので放流を減らしてきているというような、こういったケースですとか、それから右がトラフグの例ですけれども、サイズを大きくして大型することによって放流効果を確保しながら放流数は減らしているという、そういうようなトラフグのケース。このほかに、書いてはありませんが、いろんな漁業者の財政上の問題とか都道府県の問題等で放流の経費の確保が困難になっているような例といったのが混在して、全体としては減っているというふうに考えています。

現行の基本計画の中でも書かれている広域種の連携体制の推進ですけれども、次の7ページになります。平成22年年度に右の図にありますように、全国を6つのブロックに分けて「海域栽培漁業推進協議会」を設立しておりまして、この協議会で海域ごとに効率的な栽培漁業をやっていこうということで検討が始まっています。この左の枠の中にありますように、域内の連携あるいは適切な受益と負担、それから共同での種苗生産、県域を越えた適地への種苗放流の実施等についてここで検討しながら進めているという状況でございます。

次の8ページですけれども、こういった中で、資源造成型栽培漁業の推進については、資源管理計画と連携が大分とれております。左下にありますように、現在実施されている1,680の資源管理計画の中で537の計画で種苗放流と組み合わせた資源管理をやっているという状況になっています。それから、放流種苗が再生産に寄与するようにやっていこうという今の方針のもとで、遺伝子の情報を用いることによって、放流した魚が再生産に寄与

しているかどうかを確認するような技術開発をしてきておりまして、右側に図がありますがけれども、こういう技術も開発され、この6次の期間中に開発されたというのが今の状況です。

一方で、9ページですけれども、各県の種苗生産施設の状況といたしまして、施設が非常に老朽化している——左のほうですけれども——状況や職員が高齢化しているというような状況がございまして、これに対する対応が必要というふうに今、考えられます。

10ページですけれども、種苗生産、栽培漁業についても東日本大震災の影響を受けておりまして、震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋岸の種苗生産施設、左にありますように、まだ復旧の途上にあります。この海域の重要魚種であるヒラメ、アワビ等の種苗生産能力はまだ震災前には回復していないという状況でございます。

以上のような状況でございまして、最後に11ページに先ほどの付表です。これは現行の基本方針のもとで定めた主な対象魚種の平成26年度ごろまでにどういうふうになっているか、どんなふうな漁獲状況になっているかということを見通したのがこの表になっていきます。真ん中辺に26年度までの見通しというふうにございますけれども、マダイ、ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、アワビ、ウニについては現状維持というふうに見込んでいたものが、実際今どうなったかというのが右のほうに○・×で書いてありますけれども、御覧のように、トラフグ、クルマエビ、アワビのところは×になっていますけれども、この現状維持あるいは増大というふうに見込んでいた漁獲が現状どうだったかというのを整理したのがこの表でございます。×になっているところ、備考にございますように、トラフグについては再生産成功率が低下している、あるいはクルマエビについては干潟等の生息環境の悪化、アワビについてはやはり磯焼け等生息環境の変化による放流尾数の減少等がうまくいかなかったことが一因として考えられるところです。

以上のような状況のもとで、今後の新しい展開について整理をしていこうということです。

資料2-3と2-4を使って今後の考え方について説明をさせていただきたいと思えます。なかなか専門的な内容になりますので、これまでに主要県の、栽培漁業の盛んな県の県庁あるいは栽培漁業協会、栽培漁業を推進している全国団体等から、あと漁業者団体等の栽培漁業の関係者にお集まりをいただいて、今後どういうふうにしていこうかというのを検討を行ってまいりました。都合4回、そういう直接かかわっている方等の御意見をいただきながら、それをもとに第7次の基本方針について、資料2-3のように策定していくのがいいのではないかというふうに整理をいたしまして、今日御説明をさせていただくものです。基本的には現行の第6次方針の主要事項を着実に一歩進めるということで次の第7次の方針をつくりたいというふうに考えています。

対比表です。まず「基本的な指針及び指標」という項目をつくることになるんですけれども、ここについては今、進めています資源造成型栽培漁業について一層これを進めるとともに、資源状況が悪化している、先ほどのトラフグのようなものについては資源管理の

連携を一層強化していくということを定めてはどうかというふうに考えています。

それから、広域種について今、海域の協議会で構築をして、検討を始めたところですが、これにつきましては、海域協議会の中で具体的な連携のプラン——広域プランというふうと呼ぼうとしておりますけれども——こういうプランをつくって、これに基づいて各県がそれぞれの種苗の放流等を実施するというようにしていきたいというふうに考えています。

それから、またこれまでと同様に必要な種苗放流を確保するための共同種苗生産体制の構築等に取り組むとともに、先ほど開発されました遺伝子を用いた親子の技術鑑定方法を活用して、種苗の放流の効果等を把握して放流計画に反映していくといったことを記述していきたいというふうに考えております。

また、東日本大震災からの復興として、被災県の施設の復旧等について定めるとともに、先ほどもございました平成33年度期末における主要魚種の漁獲量の見通しの付表についても作成をしていきたいというふうに考えています。

また、「技術的な開発に関する事項」についても定めることになっておりまして、これにつきましては、現行の基本方針では、基礎的な技術あるいは低コスト化、それから地球温暖化等の環境変化に対応するための技術の開発というのを掲げておりますけれども、次の方針では、資源造成型栽培漁業の効率的・効果的な推進のための技術、それから低コスト化、地球温暖化等の環境変化に対応した技術のほかに、近年、資源の減少が著しい二枚貝の増殖技術の開発についても記載したらどうかというふうに考えています。

また、技術劣化の防止につきましては、従前の記載に加えて計画的な人材確保と種苗生産技術の継承について記述するという事としてはどうかというふうに思っています。

また、水産総合研究センターのところですが、従前基礎的な技術の開発というふうになっておりますけれども、技術の開発とともに疾病や防疫等を含めた栽培漁業の技術情報を積極的に提供するという事で、現場とのつながりをより強く書くというような方向で書いていったらどうかというふうに考えています。

「その他重要事項」というのがございまして、これについては主要な関係機関の役割について、従前よりも少し具体的に記述していくとともに、一番下、最後ですが、基本方針の期間について、例年5年間というふうにしてずっと作ってきておりますけれども、これを7年間にして水産基本計画の変更が行われるときには途中で見直しをする。恐らく2年後ぐらいに変更が行われると思いますので、そのときに見直しをするということで整理をしたいと思います。期間を7年とするのは、現在の基本方針は、ちょうど水産基本計画の中間点で切りかえがあるものですから、これを7年とすることで見直しの時期を合わせることによって、今後水産基本計画の連携をより高めていったほうがいいのではないかと考えているところです。

以上が、この方針についての考え方になります。

最後、資料2-4の7ページ目を御覧いただきますと、7ページ目に第7次方針での主

な主要栽培漁業対象魚種の漁獲量の動向として、こんな整理をしたらどうかなというふうに思っています。従前どおり、マダイ、ヒラメ等については現状維持といたしますけれども、サワラとか今、資源管理を強化しようとしているトラフグについては増大を見込み、さらにウニ、アワビについても現在東日本大震災で非常に生産が減少していますけれども、この回復とともに増大するということを見込んで増大というような整理をしたらどうかというふうに考えています。

大変かいつまんだ説明になり恐縮ですけれども、以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入りたいと思いますが、何か御意見ございましたらお願いいたします。

皆さんが考えておられる間に私が一つ、資料2-3で例えば意見があるんですけども、資料2-3の一番上の囲みの中に「再生産効果を検証し」というふうにあります、また、お話の中でもあれはマダイでしたかトラフグでしたか、マダイとトラフグですね、こういうふうにして効果があるというグラフと、それから遺伝子のお話があったかと思うんですけども、栽培漁業——先ほど次長がこれは世界一の技術だと思うというようなことをおっしゃっていて、もしそうであるならば、やっぱりその効果が誰の目にも見えるようなものにしていてもらいたいなというふうに思いまして、そういう意味では第7次の基本方針には、効果をどのようにしてアピールするかということを組み込んでいただければなというふうに私は思っております。

すみません、先に意見を申しまして。ほかに何かいかがでございますでしょうか。

濱田委員。

○濱田特別委員 資料2-2の4ページのところの上の文章の2文目で「一方、地域に」——「に」が抜けていると思うんですけども——「よっては環境の変化の影響等により、種苗放流量が減少している」というふうに書かれているんですが、これは放流した種苗がですかね、これはちょっと放流量がというと、これは人為的に減らしているということになるので、それとも環境の変化で放流しても仕方がないから減らさざるを得ないということなのか、ちょっとここは一つお願いします。

○栽培養殖課長 アワビ、ウニ、いずれにもケースであるんですけども、磯焼けが進んでいるとかということで、そこに放流してもどうも育たないという場所がやはり出てきていまして、そういう場所では放流量自体が減少しているというような状況が見られています。

○濱田特別委員 磯焼け。

○栽培養殖課長 そうです、磯焼けがよく聞く状況です。

○山下部会長 山田委員、お願いします。その後、安部委員、お願いします。

○山田特別委員 勉強不足で来ていますから素人的発想なんですけれども、栽培協会、各県にあります、相当経営も厳しい中であって、事業として成立させるために種苗を求めている漁業者というのは結構多いんです。具体的事例は、カキ養殖とか養殖業になりまして、

これは栽培漁業の本来の趣旨がどうやら文面を見ていると、そういう個人的な個人の商売に直結した、物を売り買いするというのは難しいんだろうなという読み方をしているんですが、現実的にカキ養殖は、来年度種苗が3割しかできていない。もうこれは相当危機的な状況に陥っているんですが、栽培漁業として何かノウハウの提供であるとか、許せる範囲内の事業の取り組みの仕方といいますか導入の仕方、そのあたりがどういうふうに理解したらいいのかなと思っていますのでお願いします。

○山下部会長 ありがとうございます。

ちょっと待ってください。安部委員、先ほど手が挙がっていました。

○安部特別委員 資料2-1「栽培漁業とは」の1ページなんですけれども、栽培漁業の工程で優良親魚——親の養成から受精卵、種苗生産、中間育成で、ここまではいわゆる養殖と一緒になんです。だから、養殖と栽培は似ているけれども、どこが違うのかというと、私のこれで見ると、放流するかしないかが栽培と養殖の違いだと思うんですけれども、でもタイ、ヒラメというのと、どちらかというのと養殖のほうが多いと思うんですけれども、栽培と養殖の割合、今の実態とどういう位置づけがあるのか、それをちょっと明確に教えていただければと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、お答えをお願いします。

○栽培養殖課長 まず、先ほど今のカキ養殖の種苗がとれなくてという広島で今年非常に採苗が不良になっている状況です。それでちょっと説明の中では飛ばしてしまったんですけれども、資料2の「技術の開発に関する事項」というところの3つ目の・のところで、栽培漁業の技術はおっしゃるとおり、養殖の種苗を生産する技術にもつながりますし、それから天然海域で資源を管理するときの資源管理の技術ともやはりつながるところがあります。それで、この指針の中でもそういうことを考慮いたしまして、技術を養殖業にも展開できるように開発していこうと現行で書いてございますけれども、これをさらに今回の新しい方針では、養殖以外には資源管理などを含めた他の生産分野でも展開できるように開発していこうというふうに整理をしていったらいいのではないかとというふうに考えています。

それから、「栽培漁業とは」の資料2-1の1ページの右側にありますように、「つくり育てる漁業」の中で大きく2つに分かれて、所有権があって自分のもので自分の生けすの中で同じ育てた種苗を飼えば養殖になり、海域に放して海域で育てたものを漁獲すれば栽培漁業になるというふうになります。御質問の割合という意味がちょっと理解できなかったんですけれども。

○安部特別委員 実際、種苗生産の段階で、いわゆる栽培で放流されるもの、これはほとんどが放流ですから当然公的機関でやられると思うんですけれども、その放流する分と、いわゆる一般の養殖業者に売却するとか、そういった種苗の漠然とした割合、実際の生産した種苗・稚魚の中で大体どのくらいが放流されているのか、それとも大体どのくらいが

養殖されているのか、そういうざっとした割合がわかればというふうに思ったんですけれども。

○栽培養殖課長 ちょっと今、割合というのはわからないんですが、例えばマダイの例でいくと、放流する種苗は栽培漁業協会等で生産をして、それを放流していますけれども、養殖用の種苗としては、種苗生産を含めて種苗を供給する民間会社がありまして、そこから養殖用の種苗として購入して養殖されているというのが多いケースだと思います。

○山下部会長 ほかによろしゅうございますでしょうか。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 資料2-4に出ている4ページの瀬戸内海東部サワラのケースというのは屋島での見学で拝見しました。これをずっと見ると、共同化、広域化、それからさまざまな技術開発というようなこれを組み合わせたいと。その屋島でやっているようなサワラのような目標を例にしてというような、そういうふうな方向を目指すと、全体的にはそういうふうな理解でいいんでしょうか。

○栽培養殖課長 これも必ずしもこの例のように全てがフィットするというふうにはならないと思いますけれども、今、一番進んでいる共同生産の例として、このまきにおっしゃった資料の2-4の4ページの例ですけれども、これは水産総合研究センターの施設に各県で生産した受精卵を持ち込んで、技術者も関係県から派遣していただき、また事業の供給等も分担して行っていただきながら生産をしているという例ですけれども、こういったものも一つの先進例と考えて、地域によってさまざまな形があるというふうに認識しています。地域に合ったものをつくっていくというふうなことだと思います。

○山下部会長 よろしいですか。ありがとうございました。

時間の関係もございますので、このあたりで本件の審議を終わらせていただきたいと思います。

事務局のほうには、ただいま出された意見等を踏まえまして、基本方針案の作成に向けた作業を進めてください。

以上で本日予定しておりました議事は終了となりますが、委員の方々から何か御意見、御質問などございませんでしょうか。

安部委員、お願いします。

○安部特別委員 今じゃなくてもいいんですけれども、水産業の白書の中で水産業の位置づけなんですけれども、いわゆる漁獲、養殖を含めて、水産業の生産高が我が国のGDPの中でどのぐらい占めているか、1%ってないと思うんですけれども、非常に本当に少ない0.幾つかの数字だと、それがわかれば教えていただきたいのと、あとTPPに関して、水産物の関税はもう既に低いんですけれども、今回まとまりましたオーストラリアとの交渉で、いわゆるEPAでまとまったんですけれども、畜肉の関税を守るために水産物がちょっと犠牲になっている傾向が、ちょっと私、懸念しているんです。例えば畜肉の関税を割と維持するために、今、例えば我々が関心がありますマグロ、ミナミマグロ、今3.5%

なんですけれども、これが段階的にゼロになるような恐れがありますので、水産物の現代の平均関税率、たしか3から4から5%ぐらいだと思うんですけれども、その辺現段階での正確な数字がわかれば、後から教えていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

武田委員、お願いします。

○武田委員 今年のこと、白書と直接は関係ないんですけれども、今まで取り組んできた商品に関する事で、ファストフィッシュというのが水産庁の名前も入って始まっていましたが、あれはその後どうなったのかということを一一般から問い合わせを幾つか受けております。私も思うことがあっても、どこに話して、どうフィードバックするのかよくわかりません。やっぱり一般のことであれば、一度やったことに関してはどうだったのか、やったらおしまいではなくて、反響とか反省も生かして、始めたからにはもっともっと消費拡大につなげて行ってほしいので、それについてもちょっと考えていただきたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

安成委員、お願いします。

○安成特別委員 捕鯨に関してですが、4ページの資源管理のところ「捕鯨とその他の環境保護団体勢力の強まり」という箇所の書きぶりで気になっています。捕鯨問題を資源管理の項目に入れるのは、日本はじめ資源利用国の「クジラは利用すべき水産資源だ」という基本的考え方として、正しい扱い方だと思いますし、ここの資源管理のところを書くのは非常に適切な取り扱いだと思います。問題は、反捕鯨環境団体は、「クジラは利用する資源ではなく、絶対保護の対象」という「動物愛護」の考え方にたっている点です。ですから、我々と違って、彼らは資源問題としてはとらえていないのだということ、ここの項目にきちんと書いておいていただきたい。このままの書き振りでは、環境団体もクジラ問題を資源問題としてとらえている、という間違った見方になりかねない、と思います。これは要望です。

○山下部会長 ありがとうございます。御要望というふうに承りました。

それでは、事務局から何かございましたらお願いします。

○企画課長 本日は委員の皆様方からたくさんの御意見を頂戴いたしまして、これを踏まえて水産白書の原案を作成をいたしたいというふうに考えております。

それから、栽培漁業の基本方針につきましても、頂戴しました意見を十分に踏まえて作成をしたいというふうに考えてございます。

次の日程でございますが、前回御了解いただきましたとおり、来年2月中旬ごろに開催をさせていただきますして、水産白書の今日の御意見を踏まえた上での第1次案の御審議、それから栽培漁業の基本方針につきましては、諮問を予定いたしております。

具体的な日程につきましては、また改めて調整をさせていただきたいと考えております。

本日は委員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして貴重な御意

見をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

事務局からは以上でございます。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、以上をもちまして今日の企画部会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。